

各位



2023年2月15日

会社名 東京ラヂエーター製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 落合 久男
(コード番号 7235 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 本部長 矢野 和彦
(TEL:0466-87-1231)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付け
（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外
買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付け）に関するお知らせ

当社は、2023年2月15日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、当社の親会社であるマレリ株式会社から、同社の保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。当社は、同社の売却意向を実現しつつ当社株式の市場株価への影響を回避することに加えて、資本効率の向上及び当社の機動的かつ安定的な事業運営の実現を目的として、自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得の方法

本日（2023年2月15日）の終値(最終特別気配を含む)740円で、2023年2月16日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	5,000,000株(上限) 発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 34.8%
(3) 株式の取得価額の総額	3,700,000,000円(上限)
(4) 取得結果の公表	2023年2月16日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件自己株式の取得は、当社の支配株主である当社親会社マレリ株式会社が売り手として参加することを予定したものであるため、本件自己株式の取得は支配株主との取引等に該当します。

当社が、2022年10月11日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は「親会社との取引条件につきましては、一般の取引先と同様に市場価格等を参考とした合理的な価格としております。」としているところ、本件自己株式の取得は本指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引を利用し、前営業日の株価終値での本件自己株式の取得を行う予定です。

利益相反を回避し、取引の公正を期する観点から、下記(3)のとおり、第三者委員会からの意見書を入手した上で、取締役会にて決議しております。

なお、本件自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議に関し、当社取締役会は親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、支配株主と利害関係を有する取締役はおりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件自己株式の取得にあたり、支配株主と利害関係のない当社の独立社外取締役である田口洋一氏、高村藤寿氏、および当社の独立社外監査役である伊藤隆治氏、霞末陽介氏を構成委員とする第三者委員会を設置しております。本件自己株式の取得に関する当社取締役会の決議に際しては、当該第三者委員会より、2023年2月15日付けで、本件自己株式の取得は、以下①乃至③の理由から、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を取得しております。

- ① 本件自己株式の取得は、親会社であるマレリ株式会社による当社株式売却意向を実現しつつ当社株式の市場株価への影響を回避することに加えて、資本効率の向上及び機動的かつ安定的な事業運営の実現を目的として実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があつて実施されるものではない。
- ② 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつマレリ株式会社以外の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の妥当性が確保されている。
- ③ 本件自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議は、支配株主との間に特別の利害関係を有しない取締役により行われており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置がとられている。
- ④ 以上の理由により、少数株主にとって不利益なものではない。

5. その他

当社は、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主のマレリ株式会社より、その保有する当社株式の一部（5,000,000株）を売却する意向を有している旨の連絡を受けております。本件自己株式の取得の結果によっては、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる可能性があります。当該事由の発生を認識した場合は、すみやかにお知らせします。

以上

（参考）2023年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 （自己株式を除く）	14,387,893株
自己株式数	12,107株